

## フードインダストリー×脱炭素-世界は今何に目を向けているのか？-

アグリ・フードニュースレター

2024年5月8日号

執筆者:

[片桐 秀樹](#)

[h.katagiri@nishimura.com](mailto:h.katagiri@nishimura.com)

### 1. 食産業が置かれている現状と課題

昨今、国際社会においても企業活動においても様々な議論がなされている気候変動 (climate change) という事象について、食産業 (ここでは、農林漁業などの流通における上流部分~加工・流通などの下流部分まで幅広い概念として捉えている) ほど多方面でかつ複雑に絡み合う産業も他にはないのではないだろうか。食産業、特に畜産を含む農業分野はグローバルに見て、いわゆる温室効果ガスの主要な排出源となっている。具体的には、森林破壊、反芻動物による消化管内発酵、化学肥料や堆肥の施肥などを原因として、グローバルには、エネルギー産業に次ぐ第二の排出源とされている (2019 年度時点で世界の排出源の 22% を占めるとのデータもある)<sup>1</sup>。他方、特に農業分野については、気候変動の影響を最も受ける産業の 1 つでもあり、気候変動にかかる様々なファクター (大気中の CO<sub>2</sub> 濃度はもちろん、気温・降水パターンの変化や天変地異の頻度など) により収量の多寡や安定性に直接的な影響が見込まれている<sup>2</sup>。さらには、科学的にはまだ不確実な部分はあるものの、適切な農林業の実践により、大気中のカーボンと土壌や植物中に貯留し、大気中の炭素を取り除くという「カーボンファーム」の試みも世界各地で行われるようになってきた<sup>3</sup>。このような食産業×脱炭素の複雑な関係を世界は今どのようにコントロールしようとしているのか、かつそれを踏まえ、企業はどのような取り組みを行っているのか、今回は現在カーボンファームに関する規制枠組みについて議論が行われている EU の事例を取り上げて解説を行う。

なお、現実には、食という領域は産業分野としての側面に加え、農村などの地域社会としての機能、あるいは文化との接続性など極めて多面的な価値を有する。また、国や地域毎に食料供給のシステムや安定性などにも大きな差異があり、脱炭素との関係でも「グローバル」と一括りにすることはできないという現実があることを付言しておきたい。

### 2. 解決策 (の 1 つ) としてのカーボンファーム-課題と機会-

まず規制環境という面で言えば、現時点においては、上述した食が有する多面的な価値にも鑑み、他の温室効果ガスの排出量が多い産業において行われてきた脱炭素を義務付ける各種規制 (例えば ETS やいわゆる

---

<sup>1</sup> Verschuuren J, "Achieving Agricultural Greenhouse Gas Emission Reductions in the EU Post-2030: What Options Do We Have?" (2022) 31 Review of European, Comparative & International Environmental Law 246.

<sup>2</sup> ([Climate change impacts on agriculture and Food Supply | US EPA](#)) accessed 2 May 2024.

<sup>3</sup> Thompson NM and others, "Opportunities and Challenges Associated with 'Carbon Farming' for U.S. Row-Crop Producers" ([Center for Commercial Agriculture July 1, 2021](#)) accessed 2 May 2024.

炭素税など)は、総じて、食産業(特に農業などの一次産業分野)に対しては適用されてこなかった<sup>4</sup>。この規制環境にいずれ変化が訪れる可能性は否定されないが、特にグローバルにサプライチェーンを有する食分野の企業(例えば食品製造分野や小売分野のメジャー企業)は、そのような規制の変化に先んじて、既にカーボンファームিংをはじめとする、気候変動(あるいは生物多様性などの他の価値)への負のインパクトを軽減/あるいはポジティブなインパクトを増大させるための施策に舵を切っている。そのような文脈で、いわゆる regenerative agriculture (環境再生型農業) という用語が注目されているが、重要なことは、なぜグローバルメジャーはここに関心を持っているかという点である<sup>5</sup>。それは、上述した気候変動がもたらす農業生産性への懸念に対する対処であり、サプライチェーンの脆弱性に対する危機意識に強く根付くものである<sup>6</sup>。したがって、狭い意味でのサステナビリティ、特にCSR的な観点での social good な活動という位置づけではなく(もちろん、そのような活動にコミットすることでのブランド価値の向上などの視点もなくはないであろうが)、より本質的に事業の継続性に影響を与える大きな課題として捉えられている点に特徴がある<sup>7</sup>。一方で、プロジェクトのスケラビリティという点で言えば、regenerative agriculture への支出をいかに単なるコストではなく投資(金銭的リターンのあるもの)として捉えられるかが実務的な課題ともなる<sup>8</sup>。その観点で言えば、カーボンファームিংは、いわゆるカーボンクレジットの創出という形で資金的な出口を作り、これ自体1つのビジネスとして成り立たせることが可能であるため、現時点においては、注目を集めていると考えられる。ただし、特に農業分野にフォーカスしたカーボンクレジットということになると、クレジットの信頼性(すなわち climate change への現実の mitigation 効果)に対して疑問符がつくことも多く(詳細は割愛するが、特に農業分野において長期間カーบอนを貯留し続けることは技術的にもたやすくはないという現実がある)、流通規模もそれほど大きなものとはなっていないのが現状である<sup>9</sup>。そのようないわば信頼性の欠如への対応の1つとして、European Commission により、2022年の11月に Carbon Removal Certification Scheme の創出に関する Regulation (EU 単位での強制力を持った法規)についての提案が提出され、現在法制化に向けた最終段階まで来ている<sup>10</sup>。またカーボンクレジットの信頼性を担保するためには、単に規制があればいいという話ではなく、特に Measurement, Reporting and

<sup>4</sup> 例えば、EU では、土地利用(主には森林破壊)由来の温室効果ガスの排出とそれ以外における農業分野に起因する温室効果ガスの排出を分けて考えた上で、それぞれの領域における温室効果ガスの排出について一定の規制が設けられているが、明確にいつまでにどれだけの排出量削減を義務付けるといった形で規制が行われているわけではない。

<sup>5</sup> なお、Regenerative Agriculture を巡る昨今の潮流も大変興味深いものがあるため、こちらのトピックについても稿を改めて概説を行いたい。

<sup>6</sup> 筆者は複数のグローバルメジャー企業の担当者との問題について議論しているが、どの企業からも概ね同種の問題意識が語られており、ある種の共通認識と考えてよいと思われる。

<sup>7</sup> そのため、例えば Nestle は、2025年までに12億スイスフラン(日本円で2,000億円規模)を regenerative agriculture 分野に投じると表明しているが、社内的な整理としても、そのような大きな金額を動かすことが可能になっていると思われる(‘[Regenerative Agriculture](#)’ (Nestlé Global) accessed 2 May 2024)。

<sup>8</sup> これも多くのグローバルメジャー企業の担当者が語る視点である。

<sup>9</sup> EUにおけるカーボンファームিংの現状をまとめた資料として、例えば European Commission, “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT Accompanying the Document Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL Establishing a Union Certification Framework for Carbon Removals” ([SWD/2022/377 final 30 November 2022](#)) accessed 2 May 2024, section 5.1.2.を参照。

<sup>10</sup> 本稿執筆時である2024年5月2日時点で見ると、2024年2月20日にEU理事会(Council)と欧州議会(EU Parliament)との間で仮合意(provisional agreement)が行われ、欧州議会においては4月10日付で正式採択がなされ、残すはEU理事会における最終決定のみというところまで来ている。

Verification (MRV) に関する技術的な裏付けが必要であり、このような領域についてのイノベーションの存在も欠かせない<sup>11</sup>。

以上を踏まえ、最後に、日本企業の視点についていくつか指摘して本稿を終えたい。まずグローバルにサプライチェーンを有する企業については、上記のような競争環境を踏まえ、自社の構築するサプライチェーンにおける気候変動の具体的なインパクトを可能な限り測ること、またいずれにせよサプライチェーンに跨る問題である以上、自社単独で解決できる問題ではなく、また自社のみが抱える課題でもないため、pre-competition 段階でのコラボレーションを構築し効率的に課題解決が図れるポイントを精査し、その課題解決に向けて外部と適切なコミュニケーションを図ることが特に肝要になると考えられる。また、事業機会という観点で言えば、robust な MRV を実現可能にする技術へのニーズは引き続き高いため、そのようなソリューションを持ちうるテクノロジー企業には、グローバルな事業展開の視座が求められるであろう。さらに、regenerative agriculture など環境に配慮したプラクティスを行うことは一般論として農業者にとってはコスト増の観点でハードルが高いことは否めず、またそのような新たなチャレンジを行うことは常に勇気が必要で、そのような取り組みに前向きな（希少な）農業事業者のネットワークを持っているということ自体が一つのアセットになり得る。その観点で、これまでカーボンプレジットのマーケットを運営してきたような事業者は既にこれら「意識の高い」農業者に関するネットワークを有し、カーボンプレジット（オフセット）のみならず、カーボンインセットなど今後益々ニーズが高まるサービスの提供に向けても、キープレイヤーとなり得るポテンシャルを有していると考えられる<sup>12</sup>。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>11</sup> MRV についての詳細は、例えば ([Climate Explainer: MRV, 15 November 2022](#) accessed 2 May 2024) を参照。

<sup>12</sup> オフセットとインセットの違いなどについては、'Carbon Insetting vs Offsetting - an Explainer' ([World Economic Forum, 18 March 2022](#)) accessed 2 May 2024 などを参照のこと。